

消費者庁は、子ども心理につけこんだり、射幸心や虚栄心をあおったりして利益を上げるゲーム商法「コンプガチャ」を、7月から景品表示法で禁止することを決めました。

コンプガチャ

とは、1回数
百円のくじで

ゲーム内で使うアイテムを当て、複数のアイテムがそろくと希少なアイテムと交換できるもの。何度もくじを引き多額の料金を払うことになりやすく、例えば男子中学生が1

要注意の携帯ゲーム

か月に40万円以上を請求されたケースもありました。

ガチャによる高額請求の苦情は10年度には5件でしたが、11年度は58件に急増。このため消費者庁が規制

に踏み切ったものですが、似たようなゲームはまだ野放し状態です。保護者は子どもが遊んでいるゲームの仕組みを知り、遊ぶ時間や料金の上限を約束させる等の注意が必要です。

防犯一口メモ